

切替プラン

令和1年10月1日現在

商 品 名 (愛 称)	切替プラン											
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上のお客さま。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致するお客さま。 											
使いみち	A. 申込人が借り入れた当金庫のしんきん保証基金付カードローン、カードローン《セットプラン》の借換え資金 B. 申込人が借り入れた当金庫のしんきん保証基金付カードローン、カードローン《セットプラン》、住宅ローン（有担保）以外の当金庫しんきん保証基金付借入の借換え資金（A. と合わせた申込みに限る）											
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内（1万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。 											
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金額に応じて次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資金額</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円以内</td> <td>3ヵ月以上 3年以内</td> </tr> <tr> <td>30万円超100万円以内</td> <td>3ヵ月以上 5年以内</td> </tr> <tr> <td>100万円超200万円以内</td> <td>3ヵ月以上 8年以内</td> </tr> <tr> <td>200万円超500万円以内</td> <td>3ヵ月以上10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※200万円以内については、当金庫が特に認めた場合に限り、それぞれ2年加えた期間まで利用が可能となります。 		融資金額	利用期間	30万円以内	3ヵ月以上 3年以内	30万円超100万円以内	3ヵ月以上 5年以内	100万円超200万円以内	3ヵ月以上 8年以内	200万円超500万円以内	3ヵ月以上10年以内
融資金額	利用期間											
30万円以内	3ヵ月以上 3年以内											
30万円超100万円以内	3ヵ月以上 5年以内											
100万円超200万円以内	3ヵ月以上 8年以内											
200万円超500万円以内	3ヵ月以上10年以内											
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます（付利単位1円）。 ・新規固定金利利率は金融情勢などに応じ変動します。 											
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済または元金均等返済とし、据置期間はございません。 ・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。 ・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中のお客さまで、当金庫に年金受取口座を有するお客さま（当金庫に年金受取口座を指定する手続きをしたお客さまを含む）の場合は、隔月元利均等・元金均等返済も可能です（約定返済日は偶数月15日）。ただし、元金返済据置及びボーナス月増額返済の併用は利用できません。 											
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 											
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は融資実行手数料1,650円（税込）をいただきます。 ・保証料は融資利率に含まれます。 											

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫